

大田区児童相談所 基本構想・基本計画 <概要版>

1 策定の目的

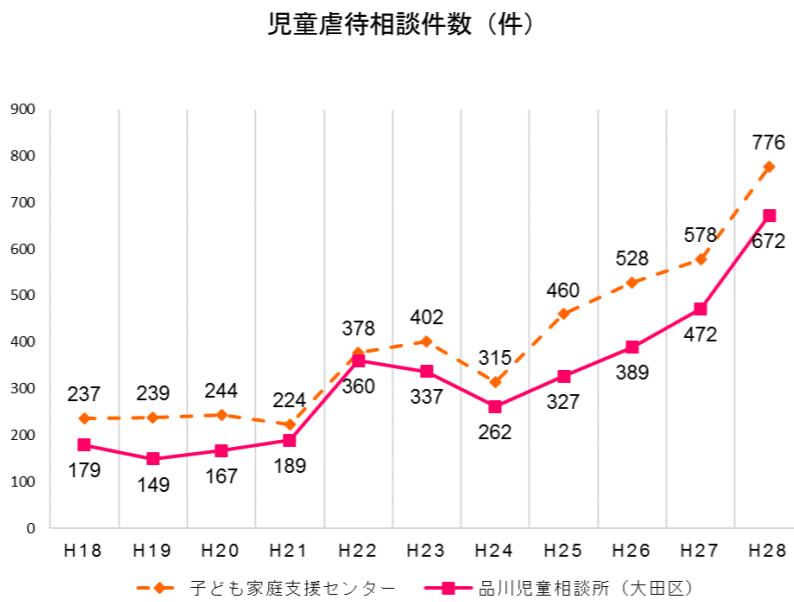
大田区は、改正児童福祉法の理念に則り、区内に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、法の施行後5年を目途とし、区が運営・管理する児童相談所の設置を目指しています。本基本構想・基本計画においては、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、目指す児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的とします。

策定にあたっては、児童相談体制のあり方や、職員の確保と人材育成などソフト的な条件と、施設整備に関するハード的な条件を整理し、より着実な児童相談行政の推進に向けた考え方を示すものとします。

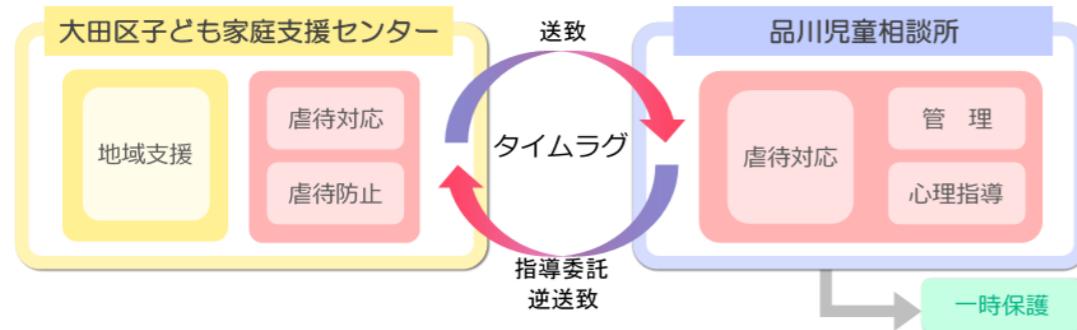
2 児童相談行政に係る現状・課題

子ども家庭支援センター、品川児童相談所（東京都の一時保護所を含む）の各施設の現状から、大田区で児童相談所を設置するにあたって、以下のような課題があげられます。

- 虐待の相談件数が年々増加しており、迅速な対応を求められるケースが増加している。
- 子ども家庭支援センターは、虐待された児童を家族から離して保護する権限を有しておらず、単独で緊急対応を行うことができる範囲が制限されている。
- 品川児童相談所に一時保護所がなく、離れた地域での保護となるため、保護した後のきめ細かなケアを行ううえで不便さが認められる。
- 子ども家庭支援センターと品川児童相談所のそれぞれが虐待に関する相談を受けており、対応機関が区民に分かりにくい。



また、児童相談所が区外にあり、子ども家庭支援センターと離れていることから、子どもの状況の変化に合わせた細かな対応を行ううえで、時間がかかる場合があります。これらの課題を踏まえて、施設の整備を検討します。



3 大田区児童相談所基本方針

区では、児童相談行政に係る現状・課題及び関連計画を踏まえ、区として児童相談所を設置することとします。

【目指す姿】

一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、おおたの子どもを守ります

運営方針

- 子ども家庭支援センターを児童福祉法の改正により規定された「市区町村子ども家庭総合支援拠点」として整備し、機能の強化を図る。
- 子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合する。
- 2つの機能を統合した施設を「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備する。

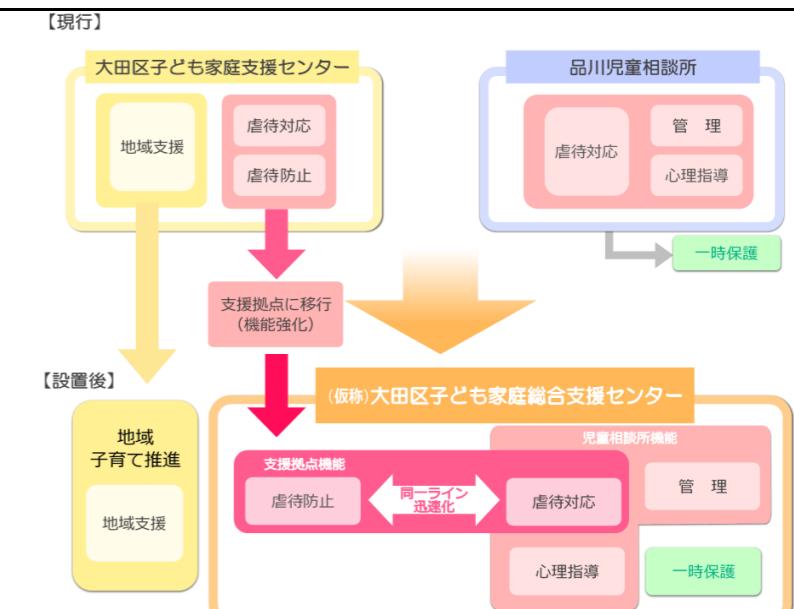


図 児童相談所設置後の体制

3つの視点

「目指す姿」を実現するための取組み方針として、「3つの視点」を定めます。

- 子ども家庭支援センターの機能を最大限活用した一元的かつ総合的な支援
- 関係機関との連携により未然防止に主眼を置いた虐待への対応
- 安全安心な施設を基盤としたあらゆる子ども家庭相談の実現

担うべき機能

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点は、虐待の未然防止に向け、次の機能を担います。
 - 地域子育て支援拠点事業における総合相談
 - 養育困難家庭に対する養護相談
 - 虐待防止支援訪問
 - 養育支援家庭訪問
 - 虐待防止の普及・啓発
 - 要保護児童対策地域協議会
- 児童相談所は、専門的な知識及び技術を要する次の相談に応じ、調査・診断・判定及び援助を行います。
 - 養護相談（虐待・養育困難等）
 - 障害相談（発達障害・知的障害等）
 - 非行相談（ぐ犯行・触法行為）
 - 育成相談（不登校、性格行動等）
 - その他の相談（里親希望、夫婦関係等）
 - いじめ相談

4 児童相談所施設方針

施設整備に関するコンセプト

- 子どもと家庭に関する総合相談窓口機能を発揮する施設の実現
- 関係機関・関係部署との連携強化と地域力向上を担保する施設の実現
- 将来的な支援の課題を十分に踏まえた施設の実現
- 施設利用者及び地域の安全・安心に配慮した施設の実現
- ライフサイクルコストを考慮した環境に優しい施設の実現
- 居住エリアと通所・執務エリアを区画できる工夫された施設の実現

各エリアの構成

- 「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」は、次の区分(エリア)で構成し、それぞれ以下の特性を踏まえ整備する。

